

事業評価書

施設名称	酒田市身体障害者福祉センター	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
所在地	酒田市北今町3-8	評価期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者	酒田市障がい者福祉会 電話番号 0234 - 26 - 1393	施設 所管課	健康福祉部地域福祉課 電話番号 0234 - 26 - 5733

年数	年度	1年目	令和3年度	2年目	令和4年度	3年目	令和5年度	4年目	令和6年度	5年目	令和7年度	合計
施設開館数(日)			258		275		276		278		266(予定)	1,087
利用者数(人)			3,308		4,598		4,900		4,588		4,500(予定)	17,394

収支状況 単位:円

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	予算	決算									
収入	指定管理業務	5,085,000	4,993,343	5,058,000	4,859,135	5,107,000	5,107,000	5,579,000	5,579,000	5,579,000	0
	利用料金										
	事業収入										
	雑収入										
	指定管理料	5,085,000	4,993,343	5,058,000	4,859,135	5,107,000	5,107,000	5,579,000	5,579,000	5,579,000	
	自主事業										
計	5,085,000	4,993,343	5,058,000	4,859,135	5,107,000	5,107,000	5,579,000	5,579,000	5,579,000	0	
支出	指定管理業務	5,085,000	4,993,343	5,058,000	4,859,135	5,107,000	5,107,000	5,579,000	5,579,000	5,579,000	0
	人件費	2,343,372	2,140,465	2,338,150	2,083,207	2,344,300	2,021,926	2,704,100	2,526,992	2,799,400	
	物件費ほか	2,741,628	2,852,878	2,719,850	2,775,928	2,762,700	3,085,074	2,874,900	3,052,008	2,779,600	
	自主事業										
	計	5,085,000	4,993,343	5,058,000	4,859,135	5,107,000	5,107,000	5,579,000	5,579,000	5,579,000	0
収支	指定管理業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自主事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

評価項目	配点	評価基準	自己評価	所管課評価
<b>1 履行状況の評価</b>				
<b>1 業務執行に関する事項</b>				
(1) 業務執行体制	1	業務執行体制(指揮命令系統、業務責任者等)が明確になっているか	○	○
(2) 人員の配置	1	施設の管理運営に要する人員を効率的に配置しているか	○	○
(3) 有資格者の確保	1	指定管理業務を遂行する上で必要な有資格者を確保しているか	○	○
(4) 職員研修の実施	1	職員の指導・研修が適切に行われているか	○	○
(5) 労働環境・条件	1	適切な労働環境や条件が確保され、労働関係法令が遵守されているか	○	○
(6) 人件費の水準	1	正規職員に対し、標準人件費の水準以上の賃金が支給されているか	○	○
<b>2 業務手続に関する事項</b>				
(1) 委託の管理	1	市への承認手続、報告書等による履行確認等がなされているか	○	○
(2) 取扱説明書の整備保管	1	設備・機器等の取扱説明書が整備・保管されているか	○	○
(3) 管理記録等の整備保管	1	業務日誌や点検記録、修繕・故障履歴等が整備・保管されているか	○	○
(4) 報告書等の提出	1	業務報告書、事業報告書、事業計画書等が適切に提出されているか	○	○
<b>3 施設の維持管理に関する事項</b>				
(1) 点検・保守	1	施設・設備の点検・保守は確実にされているか	○	○
(2) 清掃・環境保全	1	清掃・環境保全(植栽、廃棄物処理等)が適切に行われているか	○	○
(3) 保安・警備	1	防犯対策やマスターキー等の鍵の管理は適切に行われているか	○	○
(4) 備品等管理	1	市で準備した備品等に不足がなく、適切に管理されているか	○	○
(5) 施設・設備修繕	1	リスク分担に基づき、修繕は適切に行われているか	○	○
<b>4 法令遵守・安全対策に関する事項</b>				
(1) 法令の遵守	1	法令等で定められた書類を遅滞なく提出されているか	○	○
(2) 個人情報の取扱い	1	個人情報の漏洩、滅失等、適正な管理のため必要な措置を講じているか	○	○
(3) 安全対策の確保	1	事故防止や避難訓練などの対策が適切に確保されているか	△	○
(4) 緊急時の対応	1	緊急時の連絡網や対応マニュアル等が整備されているか	○	○
点数(標準点 19)			18.5	19
総括評価			B	A

《指定管理者の自己評価》  
 包括協定、年度協定の内容に沿って施設管理業務を行っている。昭和58年に設置された建物であり、修繕も必要な状況である。安全対策上の避難訓練などは、個々の障害の違いから対応も違って来るものであり対応に苦慮している。  
 令和7年6月に消防署に避難訓練を含めた「消防計画」を提出するところである。

《施設所管課の評価》  
 建物(昭和58年竣工)の経年劣化が進行しており、軽微な修繕は、指定管理委託料の修繕費で対応している。管理記録等の整備保管について、電子記録による管理が実施されている。安全対策については、事故防止のための日常点検や個別の避難想定を行うなど、包括協定、年度協定及び仕様書に沿った適正な管理・運営が行われていると認められるため、「O」とした。

評価項目	配点	評価基準	自己評価	所管課評価
<b>2 サービスの質の評価</b>				
<b>1 施設の運営に関する事項</b>				
(1) 開館日等の遵守	1	開館日・開館時間は守られているか（臨時開館等の手続は適正か）	○	○
(2) 使用許可の手続	1	施設の使用許可は条例等に従い適切に行われているか	○	○
(3) 接遇対応の状況	1	利用者への接遇対応は適切に行われているか	○	○
(4) 情報発信	2	利用促進を図るため積極的な情報発信が行われているか	○	△
(5) 利用者ニーズへの対応	2	利用者アンケート等を行うとともに、苦情や要望等に適切に対応しているか	○	○
<b>2 施設の利用に関する事項</b>				
(1) 施設の平等利用	1	一部の利用者への不当な利用制限や優遇措置は見受けられないか	○	○
(2) 利用料金の徴収	1	利用料金の徴収は適正に執行されているか	○	○
(3) 利用料金の減免	1	利用料金の減免手続は適正に行われているか	○	○
(4) 事業の実施状況	2	事業計画書にある事業が計画どおり実施されているか	○	○
(5) 利用状況	2	利用者数が前年度の実績（又は当初の目標）を上回った（又は達成した）か	△	△
<b>3 業務水準等に関する事項</b>				
(1) 要求水準の状況	2	指定管理業務の要求水準は達成できているか	○	○
(2) 経費節減の取組み	1	管理に係る経費を節減するための取組みはされているか	○	○
(3) 地元貢献	1	地元貢献に資する取組み（地元雇用・地元企業活用等）が行われているか	○	○
(4) 環境対策	1	環境に配慮した物品購入、省エネ、リサイクル推進等が行われているか	○	○
(5) 自主事業の状況	2	自主事業の質は妥当であり、利用者ニーズを捉えたものであるか	—	—
(6) 前年度評価の活用	2	前年度の評価を受けて、適切な改善が図られたか	○	○
<b>4 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項（指定管理者選定時の追加評価項目）</b>				
(1)	2			
(2)	2			
(3)	2			
(4)	2			
(5)	2			
点数（標準点 21）			20	19
総括評価			B	B
<p>《指定管理者の自己評価》</p> <p>施設運営では、土曜日に利用予定がない場合は休館としている。障がい者福祉会の利用希望があれば、日曜・祝日も開館している。新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者数の大幅な減少から戻っておらず、センター利用者数の回復にはまだ時間を要する状況である。</p> <p>ホームページは未開設であるが、ラインを活用した情報発信を行っている。利用者アンケートは実施していないが、地域活動支援センター事業に参加している方々の代表者会議を最低年1回実施して、要望などの取りまとめを行い、事業内容の改善に努めている。</p>				
<p>《施設所管課の評価》</p> <p>利用状況について、利用者数は前年度比6%の減となっている。市委託事業である地域生活支援事業の参加者が施設利用者の多くを占め、当該事業参加者数の減少が大きく影響している。情報発信については、定期的な会報紙の発行による情報提供が主であり、現会員には好評であるものの、新規会員の獲得に訴求できておらず、課題がある。メニュー内容について利用者の要望を把握する等、事業充実に努めていると認められる。以上の点から要求水準を満たしていると評価する。</p>				

評価項目	配点	評価基準	自己評価	所管課評価
<b>3 サービスの安定性の評価</b>				
1 収支状況	1	収支計画書（様式4の2）に基づき適正に運営しているか	○	○
2 区分経理の実施	1	指定管理業務と他の業務の経理区分が整理されているか	○	○
3 経理処理	1	交際費や食糧費の用途をはじめ、適正な経理処理が行われており、支払遅延の発生等はないか	○	○
	1	財務諸表は法令等に準拠して作成されているか	○	○
	1	損益計算書の数値が適正に収支決算書（様式19の1）に表示されているか （数値が一致していない場合は対応関係の説明を求めること）	○	○
4 現金等の取扱い	1	現金や金券の取扱い、通帳の管理は適切に行われているか	○	○
5 団体の経営状況	1	団体の経営状況は良好であるか	○	○
	1	偶発債務・簿外債務等の存在が指摘され、財務健全性が脅かされていないか （監査報告書により確認）	○	○
	1	事業の存続を脅かす異常事項が指摘されていないか（監査報告書により確認）	—	—
点数（標準点 8）			8	8
総括評価			A	A
<<指定管理者の自己評価>> 施設管理の経理は単年度で処理されており、金銭出納帳と領収書を突合し、預金通帳から出金処理している。出金については、請求書が届き次第に支払するので、支払い遅延は生じていない。 指定管理業務以外でも酒田市から事業を受託しており、それぞれ切り分けて経理処理している。 法人全体の経営状況は、大きな支障もなく良好である。		指定管理者自己評価実施日 令和 7 年 5 月 30 日		
<<施設所管課の評価>> 施設管理に係る経理処理について、適正に行われている。				
総合評価（各総括評価に基づく評価）				A
<<施設所管課による総合評価>> 適正に施設管理が行われている。		評価実施日 令和 7 年 6 月 20 日		
指定管理者選定委員会評価				A
		評価実施日 令和 7 年 7 月 14 日		
包括協定、年度協定及び仕様書に沿って、おおむね適正な施設運営がなされている。引き続き、施設利用の促進に向けた取り組みを進めていただきたい。				

## 《評価区分》

### 【個別評価項目における指標】

- ◎ : 要求水準を上回って達成できた。
- : 要求水準を達成できた。
- △ : 要求水準の一部未達成のものがある (概ね達成できた)
- × : 要求水準を達成できなかった。
- : 要求水準に該当項目なし

### 【統括評価における指標】

個別評価項目について、下記の通り計算した点数の合計で判断する。

- ◎ : 配点×1.5
- : 配点×1
- △ : 配点×0.5
- × : 配点×0

- A : 優良 (点数の合計 $\geq$ 標準点×1 となる場合)
- B : 良好 (点数の合計 $\geq$ 標準点×0.9 となる場合)
- C : 課題有 (点数の合計 $<$ 標準点×0.9 となる場合)

### 【総合評価における指標】

- A : 優良 (全総括がB以上であり、かつAが2つ以上) ※ただし、「3サービスの安定性の評価」はAであること。
- B : 良好 (全総括がB以上)
- C : 課題有 (総括に1つでもCがある)

### 【選定委員会評価における指標】

- A : 優良 (総合評価においてB以上であり、利用者アンケートの結果や外部意見を踏まえ総合的に「優良」と判断した場合)
- B : 良好 (AとCの間)
- C : 課題有 (総合評価がCの場合、Bであるが指定管理業務に影響を及ぼす課題・問題点が見受けられると判断した場合)

※評価対象外 (利用料金制を採用していない、自主事業を実施していない場合の関係項目の未評価) については、空欄とすること